

生駒市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置について生駒市長から通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成21年11月27日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美

生駒市監査委員 井 上 圭 吾

生駒市監査委員 井 上 充 生

生市税第291号

平成21年11月19日

生駒市監査委員 藤本勝美 様

生駒市監査委員 井上圭吾 様

生駒市監査委員 井上充生 様

生駒市長 山下 真

住民監査請求に係る監査の結果（勧告）により行った処理について（通知）

このことについて、平成21年6月24日付け生監委第88号により住民監査請求に係る監査の結果（勧告）について下記のとおり処理を行いましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

#### 記

##### 1 勧告の内容

A 自治会については、法人市民税に関する調査などが不十分であると認められることから、市長に対し、本勧告書受領の日から6ヶ月以内に、調査のうえ適正な処理を行うことを勧告する。

##### 2 処理の内容

地方税法第298条第1項の規定に基づき、A 自治会の法人市民税について調査を行い、その結果、地方税法第321条の11第2項及び第17条の5第3項の規定に基づき、A 自治会の法人市民税均等割額について、平成21年11月6日付けで平成16年4月1日から平成20年3月31日までの事業の課税決定を行った。